

昭和五十七年六月八日受領
答弁第一一一号

(質問の 一一)

内閣衆質九六第一一号

昭和五十七年六月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員草川昭三君提出ホルムアルデヒドの発ガン性問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員草川昭三君提出ホルムアルデヒドの発ガン性問題に関する質問に対する

答弁書

一について

御指摘の米国化学工業毒性研究所（C I I T）のファイナル・レポートは、ラット及びマウスを用いたホルムアルデヒドの慢性吸入毒性試験において、死亡率増大、体重減少、鼻腔扁平上皮がんの発生等が認められたこと等を内容とし、また、米国消費者製品安全委員会（C P S C）の決定は、尿素ホルムアルデヒド発泡断熱材の住居及び学校における使用を禁止するという内容であると承知しており、政府としては、同ファイナル・レポートの内容について検討を進めた上、必要に応じ所要の措置を講じてまいりたい。

二について

現在、国立衛生試験所において、ラットを用いた長期吸入慢性毒性に関する試験を実施しているところであるが、いまだ試験結果は得られていない。

三について

本年二月二十二日の米国消費者製品安全委員会（C P S C）の決定に基づき制定された同委員会の規則は、尿素ホルムアルデヒド発泡断熱材の住居及び学校における使用を禁止することを内容とするものであると承知している。

また、同委員会の委員五名のうち、尿素ホルムアルデヒド発泡断熱材の使用を禁止する措置以外の措置によつては健康被害を有効に防止し得ないこと等を理由として当該禁止措置に賛成する者が四名であり、当該禁止措置以外の措置によつても健康被害を防止し得ること等を理由として当該禁止措置に反対する者が一名であつた。

右答弁する。